**宿毛市における小中学校整備事業**

**＜別添資料３＞**

**【 優先交渉権者選定基準 】**

2018年（平成30年）　10月9日

高知県　宿毛市

**目次**

[Ⅰ　本書の位置付け 3](#_Toc522115891)

[Ⅱ　優先交渉権者選定の概要 3](#_Toc522115892)

[１. 選定方式 3](#_Toc522115893)

[２. 選定方法 3](#_Toc522115894)

[３. 選定手順 3](#_Toc522115895)

[Ⅲ　優先交渉権者選定の審査概要 4](#_Toc522115896)

[１. 審査方法について 4](#_Toc522115897)

[２. 応募事業者の構成員に関する参加資格要件について 5](#_Toc522115898)

[３. 審査基準について 5](#_Toc522115899)

Ⅰ　本書の位置付け

本書は、宿毛市（以下、「市」という。）が、「宿毛市における小中学校整備事業」（以下、「本事業」という。）を実施する民間事業者の選定にあたり、最も優れた提案を行った優先交渉権者を選定するための方法及び評価基準等を示すものである。

Ⅱ　優先交渉権者選定の概要

## １. 選定方式

　　　公募型プロポーザル方式

## ２. 選定方法

　　　優先交渉権者の選定については、一次審査として「参加資格審査」、二次審査として「企画提案書等審査」の2つの審査により選定する。

## ３. 選定手順

1. 参加資格審査
	1. 応募事業者は、募集要項添付の様式集に定める参加表明書を市が指定する期間に提出する。
	2. 市は、参加表明書と合わせて提出された参加資格確認申請書から募集要項で示した応募事業者の参加資格要件等について確認する。なお、参加資格要件を満たさなかった場合は、参加表明を無効とする。
	3. 参加表明等の資料が提出された後、必要に応じて、市は応募事業者と参加表明書等資料の確認のために、ヒアリングを実施することする。
	4. 参加資格審査の審査結果を参加資格確認通知書として指定した日に応募事業者に郵送する。
2. 企画提案書等審査
	1. 一次審査を通過した応募事業者は、企画提案書作成要領【別添資料４】に基づき、企画提案書等を市が指定する期限までに提出する。
	2. 提出された企画提案書等については、市が設置する、金融、法務及び建築等の専門的な知識や実務経験を有する有識者等で構成される「有識者会議」が専門的視点から提案内容の評価及び講評を行う。有識者会議は提案内容の評価及び講評について、市が設置する「宿毛小中学校整備事業における事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」に報告を行う。
	3. 選定委員会は、有識者会議の報告、応募事業者によるプレゼンテーション、応募事業者のヒアリングを踏まえて、企画提案書等を審査し、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。
	4. 選定された優先交渉権者は、ホームページにより公表する。

※有識者会議及び選定委員会の構成員は、優先交渉権者等の講評にて発表する。

Ⅲ　優先交渉権者選定の審査概要

## １. 審査方法について

1. 審査の流れ

一次審査：【参加資格審査】

失格

NO

参加表明書の提出時に応募事業者が備えるべき資格を確認する。

YES

失格

NO

提案内容が業務要求水準を満たしているかの基礎審査を行う。

有識者会議からの報告を踏まえ、選定委員会が定性的評価及び定量的評価を行う。各評価項目に関する性能審査を詳細な指標を用いて客観的かつ公正に評価する。

評価値＝基礎審査点（900点）＋

加点評価による評価点【定性評価点（900点）＋定量評価点（200点）】

二次審査：【企画提案書等審査：選定委員会による審査】

優先交渉権者及び次点交渉権者の選定

YES

二次審査：【企画提案書等審査：有識者会議による評価】

提案内容を専門的視点から有識者会議が評価し、講評する。講評後、選定委員会へ報告をする。

二次審査：【企画提案書等審査：基礎審査】

1. 審査方法

提出された企画提案書等が１項目でも要件を満たしていない場合は、失格とする。ただし、提案対価については、市が設定している公表の予定対価の範囲内であることを確認する。

選定委員会における審査は、加点方式によるものとし、基礎審査点と評価点の合計点により優先交渉権者を選定する。基礎審査点は、業務要求水準書に示す基準を満たせば加点する。評価点は、8.2割の定性評価点と1.8割の定量評価点からなり、評価項目の配点により加点評価を行う。

なお、合計点が同点の場合は、選定委員会での合意により優先交渉権者を選定する。

## ２. 応募事業者の構成員に関する参加資格要件について

応募事業者の構成員のうち、市内に本店を有する法人であって、「宿毛市建設工事等の請負に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成29年12月1日告示第127号。以下「参加資格」とする。）」を満たさない者について、本事業への参加資格要件を次のとおり選定委員会が審査するものとする。審査により参加資格要件を満たすと認定した場合には、当該認定期間を本事業の事業契約締結日までとする。当該認定は、本事業の企画提案書等の応募に関することのみに有効とする。

1. 審査基準日を平成30年11月12日とする。
2. 参加資格の規定に準じて審査するものとするが、審査基準日の直前２年の各事業年度の期間の実績及び審査基準日の直前に到来した事業年度の終了の日まで引き続き２年以上の営業年数を問わないものとする。
3. 宿毛市建設工事等の請負に係る競争入札に参加する者に必要な資格認定審査要綱に基づき提出された書類（以下「書類」という。）を次に掲げる項目を基に審査するものとする。

①　書類の提出した日までの営業実績及び実績高

②　経営規模

③　経営比率

## ３. 審査基準について

1. 有識者会議の評価

有識者による評価は、各有識者が専門とする分野についてのみ評価を行い、講評するものとする。

1. 選定委員会の評価

選定委員は、次の項目と配点により、評価を行う。

|  |  |
| --- | --- |
| 基礎審査 | 配点 |
| 提案書の内容が業務要求水準を満たした場合 | 900 |
| 評価項目（加点要素） |
| 大分類 | 配点 | 中分類 | 配点 |
| ①全体計画 | 200 | 本事業に対する基本的な考え方（主に、市が期待するＰＦＩ手法による効果の実現）について | 30 |
| ＳＰＣの実施体制 | 30 |
| ファイナンスの適正 | 30 |
| 地域経済の貢献度及び人材の活用・育成 | 110 |
| ②プロジェクトマネジメント業務 | 150 | プロジェクトマネジメント業務に対する基本的な考え方 | 30 |
| 市と各業務責任者との連絡・調整について | 30 |
| 課題解決策の検討について | 30 |
| セルフモニタリングについて | 30 |
| 行政関係者への説明支援 | 30 |
| ③企画・設計業務 | 170 | 企画・設計業務に対する基本的な考え方 | 30 |
| 企画・設計業務の工程計画について | 30 |
| 合築校舎全体に関する企画・設計の考え方 | 50 |
| 合築校舎の諸室に関する企画・設計の考え方 | 50 |
| その他施設に係る企画・設計の考え方 | 10 |
| ④整備・開発業務 | 130 | 整備・開発業務に対する基本的な考え方 | 30 |
| 整備・開発業務の工程計画に関する考え方 | 30 |
| 整備・開発期間中の監視体制に関する考え方 | 20 |
| 整備・開発期間中の安全性の確保に関する考え方 | 30 |
| 整備・開発期間中の近隣対策に関する考え方 | 20 |
| ⑤維持管理業務 | 150 | 維持管理業務に対する基本的な考え方 | 30 |
| 業務計画及び実施体制に関する考え方 | 20 |
| 建物および設備における維持管理業務の考え方 | 20 |
| 法定点検および定期点検業務の考え方 | 20 |
| 備品維持管理業務の考え方 | 10 |
| 外構施設維持管理業務の考え方 | 10 |
| 清掃・環境管理業務の考え方 | 10 |
| 警備・安全管理業務の考え方 | 10 |
| 修繕長期計画及び大規模修繕について | 20 |
| ⑥民間事業者による自主提案業務 | 100 | 自主提案業務の考え方 | 30 |
| 企画内容（新規性、有効性の観点）について | 30 |
| 市の費用負担の考え方 | 40 |
| ⑦提案対価 | 200 | （1－提案対価／予定対価）×200 | 200 |
| 合計 | 2,000 |

1. 審査の視点

審査の視点及び配点は、次のとおりとし、５段階で評価する。また、配点ごとに小数点第二位以下を四捨五入し、小数点第一位までを求める。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| Ａ | Ｂ | Ｃ | Ｄ | Ｅ |
| 特に優れている | ＡとＣの中間程度 | 優れている | ＣとEの中間程度 | 優れていない |
| 配点×１ | 配点×０．７５ | 配点×０．５ | 配点×０．２５ | 配点×０ |

以上